

姫島村BPR・デジタル化伴走型支援業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、姫島村が実施する行政DX推進・デジタル化を支援する「姫島村BPR・デジタル化伴走型支援業務委託」について、公募型プロポーザル方式により、契約候補者を選考するために定めるものです。

2 事業者選定の概要

(1) 主催者及び事務局

ア 主催者 大分県

イ 事務局 大分県総務部デジタル政策課

住 所 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電 話 097-506-2080

F A X 097-506-1845

ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/site/nyusatu-koubo/ooita-advisor.html>

E-mail : a11840@pref.oita.lg.jp

(2) 姫島村BPR・デジタル化伴走型支援業務委託に係る提案競技選定委員会

契約候補者の選定は、委員（以下、「選定委員」という。）により構成する姫島村BPR・デジタル化伴走型支援業務委託に係る提案競技選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行います。

(3) 選定方式

契約候補者は、公募型プロポーザル方式で行います。

審査では、提案書等を基に、プレゼンテーションとヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定します。

審査内容	選定数
① 姫島村BPR・デジタル化伴走型支援業務委託に係る仕様書(以下、「仕様書」という。)で定める業務についての実施方針・提案書 【任意様式】	最優秀者 1 次点者 1
② 見積書【様式7】	

(4) 主なスケジュール (予定)

募集の公告	令和8年4月15日(水)
様式の交付期間	令和8年4月15日(水)～4月27日(月)
質問書提出期限	令和8年4月20日(月)
質問への回答	令和8年4月23日(木)
参加申請書等の提出期限	令和8年4月27日(月)
提案書等の提出期限	令和8年5月7日(木)
審査会	令和8年5月12日(火)
選定結果の通知	令和8年5月13日(水)

3 応募資格

応募資格を有する者(共同事業体の場合は全ての構成員)は、参加申請書の提出期限日において、次に掲げる(1)～(8)の要件の全てに該当する者とします。

- (1) 単独又は2者以上の共同事業体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 姫島村の入札参加資格を有していること。
- (4) 姫島村から入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (5) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (8) 地方公共団体からの委託に基づく、先進技術の活用による業務効率化や市民サービスの向上等、行政DX推進及びデジタル化に関する支援の実績があること。

4 審査に係る手続等

(1) 本実施要領及び参加申請書等の様式の交付期間等

ア 交付期間

令和8年4月15日(水)から4月27日(月)午後5時まで

イ 交付方法

県のホームページにアップロードするのでダウンロードしてください。

(2) 質疑応答

質問書【様式1】は、電子メールでのみ受け付けます。質問に対する回答は、県のホームページに掲載します。

質問を受け付けると、受け付けた旨の通知メールを送信します。受付通知メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

ア 質問書の提出期限

令和8年4月20日(月)午後5時(事務局必着)

イ 質問への回答

令和8年4月23日(木)

ウ その他

質問への回答事項については、本実施要領の追加又は修正とみなします。

(3) 参加申請書等

以下の提出書類について、令和8年4月27日(月)午後5時までにEメールにより提出してください。

ア 参加申請書等の提出書類

- ・参加申請書【様式2】
- ・共同事業体構成書(該当する場合のみ提出)【様式2-2】
- ・共同事業体協定書(該当する場合のみ提出)【様式2-3】
- ・事業者概要【様式3】
- ・他団体における、DX推進支援事業に関する受託契約書の写し、又は、広報資料など業務実績が分かるもの。

イ 参加申請書等の提出先

大分県総務部デジタル政策課

E-mail : a11840@pref.oita.lg.jp

ウ 受付番号の通知

参加申請書等を提出した応募者には、事務局から電子メールで受付番号を通知するので、提案書等には全て受付番号を明記してください。

(4) 資格審査

参加申請書等の提出が行われた場合、応募資格を備えているか審査を行います。資格審査の結果は、令和8年4月28日(火)に事務局から電子メールで通知します。

(5) 提案書等

以下の書類について、令和8年5月7日(木)午後5時までにEメールにより提出してください。Eメールに添付するファイルはパワーポイント、Word、Excel又はPDFとします。

ア 提案書等の提出書類

・提案書【任意様式】

評価基準表(別記)の番号順に提案書を作成すること。

なお、提案者からの独自の提案がある場合は、提案書に記載すること。

・実施体制【様式4】

・委託事業の実施スケジュール【様式5】

・運用開始後のサポート体制【様式6】

・見積書【様式7】

イ 提案書等の提出先

大分県総務部デジタル政策課

E-mail : a11840@pref.oita.lg.jp

(6) 審査会(プレゼンテーションとヒアリング)

ア 応募者による「提案書等」の説明(大型モニターによる15分以内のプレゼンテーション)と選定委員による10分程度のヒアリングを行います。

イ プレゼンテーションの参加者は3名までとします。

なお、プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー等の主たる担当者を予定している者が行うこととします。

ウ 開催は、令和8年5月12日(火)現地開催(大分県庁舎内)を予定しています。実施時間、場所及びその他詳細については、別途通知します。

エ プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とします。

(7) 選定結果の発表

選定結果については、大分県のホームページで選定結果を公表するとともに、応募者全員に結果を電子メールで通知します。(令和8年5月13日(水)を予定)

なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

5 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

姫島村BPR・デジタル化伴走型支援業務委託（以下、「委託業務」という。）

(2) 業務の内容

ア 本業務は、姫島村が実施する「姫島村BPR・デジタル化伴走型支援業務委託」を受託するものです。

イ 契約に際しては、業務の詳細について姫島村と受託者で確認を行います。

(3) 業務委託料の限度額

11,000,000円（税込）とします。

(4) 委託業務の契約等

ア 審査会で選定された最優秀者を委託業務の契約候補者とし、契約締結協議を行います。

イ 提案者が1者の場合であっても審査会を実施し、各審査員の合計点の平均が6割以上であれば、契約候補者として選定する。

ウ 最優秀者が本事業者選定以後に「6 その他（1）失格事項」に該当すると認められた場合、姫島村と最優秀者の本業務委託契約締結交渉が不調となった場合、又は、都合により最優秀者が辞退した場合は、次点者を契約候補者として契約交渉を行います。

エ 本事業者選定以後、業務実施体制が著しく変わった場合、又は、「6 その他（1）失格事項」に該当すると認められた場合は、契約候補者としての地位を取り消す場合があります。また、本契約締結後においては、その契約を解除する場合があります。

オ 本事業者選定以後、契約候補者が、「実施体制【様式4】」に記載する「再委託等」の事業者と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ姫島村から再委託承認を得る必要があります。この場合、姫島村は、契約候補者を通して、再委託先事業者と守秘義務に関する覚書を締結するものとします。

カ 本業務のプロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー等の主たる担当者は、本業務における進捗管理を行うとともに、再委託先事業者や共同事業者の場合の構成事業者との連絡調整の窓口となるものとします。また、本委託業務完了までの間、契約予定団体が認める場合を除き、交代することは認めません。

6 その他

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

ア 参加申請書等及び提案書等に虚偽の記入をした者

イ 見積価額が、「5（3）業務委託料」の限度額を上回る者

ウ 参加申請書の提出期限日現在において応募資格がなく提案書等を提出した者、又

は、参加申請書の提出期限日から委託契約の前日までの間に、応募資格を有しなくなった者

エ 参加申請書等及び提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者

オ 提案書等を複数案提出した者

カ 選定委員又は関係者と本計画に関する接触を行った者

キ 提案書等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者

ク その他、選定委員会が不適格と認めた者

(2) 提案書等の取扱い

ア 提出後の提案書等の追加、修正、差し替え等は認めません。

イ 提案書等は返却しません。また、必要に応じて補足資料等を求める場合があります。

ウ 提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しません。

エ 提案書等の選定を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがあります。

(3) 参加の辞退

「参加申請書」を受理した後、審査会までに提案競技への参加を辞退する場合は、令和8年5月11日（月）午後5時までに辞退届（単独事業者の場合は【様式8】、共同事業体の場合は【様式9】）を上記2（1）の事務局に提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。また、封筒に「姫島村BPR・デジタル化伴走型支援業務委託に係る公募型プロポーザル辞退届」と朱書きすること。

(4) 費用負担

提案書等の作成及び提出に係る費用等のプロポーザル参加に係る費用は、応募者の負担とします。

(5) 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。文字サイズは10ポイント以上とします。